東京都立川市上砂町一丁目９番25 畑　277㎡	村野　吉郎 東京都北多摩郡砂川村337番地	現況：道路及河川敷地
東京都立川市柏町五丁目４番18 畑　26㎡	中野　清藏 北多摩郡砂川村154番地	現況：立川市所管道路
神奈川県横須賀市長井三丁目2575番５ 畑　115㎡	鐘淵海水利用工業株式会社 東京都墨田区隅田町二丁目1612番地	
長野県須坂市大字日滝字行人塚1834番２ 畑　70㎡	越　たつい 上高井郡高井村大字高井2786番地１号	現況：須坂市所管道路
長野県須坂市大字日滝字古池2576番３ 畑　36㎡	本藤　恒松 上高井郡須坂町大字須坂字東横町	
長野県須坂市大字小河原字北組沖1488番15 畑　29㎡	本藤　恒松 上高井郡須坂町	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成 23 年１月 31 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県胎内市下赤谷字野ノ下443番48 原野　346㎡	石﨑　清助 新潟県中蒲原郡新津町大字新津2483番地	公共利用計画あり
新潟県胎内市下赤谷字野ノ下443番49 原野　39㎡		
富山県南砺市田下字尾島252番３ 宅地　29.02㎡	清部　乙次 富山県東砺波郡上平村上中田61番地	
富山県南砺市田下字尾島252番６ 宅地　132.98㎡	清部岩次郎 富山県東砺波郡上平村上中田61番地	
福井県越前市勝蓮花町62字源相西野32番 公衆用道路 1,778㎡ （買収時：福井県丹生郡白山村勝蓮花町62字源相西野４番４ 山林　４町８反８畝７歩）	片倉惣次郎　外15名 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 23 年１月 31 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県甲賀市信楽町長野字三代出329番 畑　211㎡	奥田　二郎 滋賀県甲賀郡信楽町大字長野925番地	現況：国土交通省所管河川
大阪府高槻市天神町一丁目98番２ 田　46㎡	佐藤　廣治 兵庫県武庫郡瓦木村高木73番地の７	現況：高槻市所管道路
大阪府高槻市天神町一丁目99番４ 公衆用道路 6.61㎡		
奈良県香芝市逢坂五丁目428番３ 田　165㎡	奥山直冶郎 奈良県北葛城郡下田村大字逢坂	現況：香芝市所管道路
奈良県香芝市逢坂五丁目433番２ 田　178㎡	山田　勝治 奈良県磯城郡初瀬町大字初瀬857番地	
奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目2424番３ 公衆用道路 23㎡	岡嶋　正一 奈良県生駒郡三郷村大字勢野3210番地	現況：三郷町所管道路
奈良県生駒郡三郷町立野北二丁目6277番 宅地　33.26㎡	奥田　竹松 大阪府中河内郡柏原町大字本堂1600番地 山田スエノ 奈良県生駒郡三郷村大字立野2897番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 23 年１月 31 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県鳥取市上原字池ノ内842番１ 雑種地 109㎡	徳永　政一 気高郡明治村大字上原202	
鳥取県鳥取市上原字池ノ内842番２ 雑種地 116㎡		
鳥取県鳥取市気高町北浜三丁目126番 畑　10㎡	加山　武 正條村大字濱村55番３	
島根県邑智郡川本町大字川内776番 山林　689㎡	伊藤　利作 邑智郡祖式村大字小内438	
広島県広島市西区井口５丁目747番２ 畑　358㎡	小林熊太郎 廣島市八丁堀 井野金三郎 廣島市天神町 波田野英夫 廣島市河原町	農耕目的で貸付中
広島県広島市西区井口５丁目747番３ 畑　269㎡		
広島県広島市西区井口５丁目747番14 畑　278㎡		
広島県広島市西区井口５丁目747番15 畑　221㎡		
広島県尾道市因島重井町字右ケ谷1934番３ 畑　671㎡	重井村長　田中猪太郎 御調郡重井村	
広島県尾道市因島重井町字山之神3158番７ 畑　330㎡		
広島県庄原市東城町川東字大渡り1458番 畑　19㎡	千手寺 東城町	現況：庄原市所管道路
広島県神石郡神石高原町安田字戸谷金神ヒヤケノ上乙324番 田　6.61㎡	八幡神社 神石郡油木町安田	